

令和3年10月8日

令和3年第1回
(仮称) セーフティネットについて
検討する部会

午後 7 時 2 分開会

○望月課長 それでは、定刻になりましたので、令和 3 年度第 1 回（仮称）セーフティーネットについて検討する部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、事務局の世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長の望月と申します。議事に入る前の進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、リモートによる開催といたしました。通信などの不具合が生じる場合もあると思いますが、その際は事務局宛てに御連絡をお願いいたします。事務局の携帯ですけれども、今番号を申し上げます。何かあった際には御連絡ください。〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です

また、御発言についてのお願いが 2 つございます。

1 点目ですけれども、会議中は、音声の乱れ防止のために基本的にミュートを設定していただき、御発言のときのみミュート解除をしていただくよう御協力をお願いいたします。

2 点目ですけれども、御発言を希望される場合は、パソコンやタブレット等より、御出席の委員におかれましては、リアクションの手を挙げるをクリックし、挙手をお願いいたします。区役所で御参加の委員につきましても挙手をお願いいたします。挙手を受けて、部会長が御指名されますので、指名を受けた後に御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の様子を録画させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、本部会は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴の方は、マイクはミュートとなることや、映像は映らないこととなっておりますので御了承ください。

最後に、事務局の会場につきましても換気等に留意し、会議時間につきましても、可能な範囲で短時間となるよう努めてまいりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

それでは、開催に先立ちまして、中村副区長より御挨拶申し上げます。

○中村副区長 皆さん、こんばんは。副区長の中村でございます。

本日は（仮称）セーフティーネットについて検討する部会でございます。皆様におかれましては、お忙しい中、委員及びアドバイザーをお引き受けいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

セーフティーネットということですが、認知症の方はもちろんですが、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを考える際には、キーワードに

なる1つだと思っています。本日は、皆様方から日頃の御研究ですとか御活動に基づく見地から、忌憚なく様々な御意見をいただきたいと思います。認知症施策の充実に向けて、ぜひ御協力いただきますようよろしくお願いいたします。
○望月課長 ありがとうございます。

続きまして、本日の資料について御説明を申し上げます。

《資料確認》

続きまして、本部会、(仮称)セーフティーネットについて検討する部会の設置について御説明申し上げます。

区は、認知症の人を含む全て区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して、令和2年10月、世田谷区認知症とともに生きる希望条例を施行いたしました。本部会は、条例の第18条及び条例施行規則の第9条の規定にある世田谷区認知症施策評価委員会に係る部会としての位置づけでございます。

本日お集まりいただいております皆様方には、委員、アドバイザーをお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また本日は、認知症の方のセーフティーネットに詳しい方にアドバイザーとして御出席いただいております。アドバイザーの方は委員長より御推薦をいただきました。アドバイザーの皆様、お引き受けいただきましてありがとうございます。

それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。恐れ入りますが、御紹介後に一言御挨拶をいただければと思います。資料1の名簿の順に御紹介いたします。

まず1番、認知症体験者、テレビ東京アメリカ元社長、元テレビ東京プロデューサーの貫田直義様。

○貫田委員 どうも皆さん、こんにちはというか、こんばんはというか、貫田です。よろしくお願いいたします。

それで今、そこに書いてあるとおり、僕は認知症の体験者なんです。ちょうど1年ぐらい前に発症して、そのときの主治医がこちらにいる山口先生、山口先生、分かりますか。お世話になっています。僕自身は認知症になっているんですけども、とても認知症のようには見えないとよく言われるんですが、それを見えるようにしてくれたのが山口先生です。今日も引き続き先生、よろしく申し上げます。ということで。

○望月課長 ありがとうございます。

それでは、2番の国際医療福祉大学大学院教授の大熊由紀子様です。一言お

願いいたします。

○大熊委員 大熊由紀子でございます。もともとは朝日新聞におりまして、社説を17年ほど書いておりました。医学と福祉の社説でございますけれども、その中で、1990年に『寝たきり老人』のいる国いない国」という本を書きまして、これが11万というこの世界ではベストセラーになり、厚生労働省が介護保険をつくる時に、この本の第1章をメニューにしてくれたということと、ただ、そのときには認知症については、私はまだその思いが至っておりませんでした。その後、厚生労働省がオレンジプランをつくる時に、アドバイザーとしていろいろ注文をつけさせていただきました。そんな御縁でこの評価委員会の委員長を仰せつかっているという次第です。

世田谷区の下馬に住んでおり、認知症の母を95歳で看取ったという経験を持っております。

○望月課長 ありがとうございます。

それでは、3番の認知症介護研究・研修東京センター研究部部長の永田久美子様です。よろしく願いいたします。

○永田委員 皆さん、こんばんは。永田と申します。

私の職場は杉並区高井戸にあります。私自身は、認知症の方の取組を始めて今年で44年目ぐらいになるんですけれども、認知症についての考え方とか、どう社会があったらいいかと随分大きく変わってきていると思います。今までの繰り返しではなくて、今回の部会も含めて、貫田さん、体験者が参加して下さっているように、暮らしている人から見て、本当に必要なのかとか、本当に役立つのかとか、もっとあるものを大事に生かしながら、今の時代、これからの未来に合ったものにどんどん進化させていくことが必要だと思っています。まさにセーフティーという言葉、冒頭で副区長さんもおっしゃってくださったように、誰にとっても大事なキーワードだと思いますので、この部会を通じて、せっかく希望条例もできた今の段階でいいものにしていければいいなと願っております。どうぞよろしく願います。

○望月課長 ありがとうございます。

それでは、4番、一般社団法人世田谷区医師会理事の山形邦嘉様です。よろしく願いいたします。

○山形委員 世田谷区医師会の医療連携・福祉事業部担当の山形と申します。

私はもともと消化器外科が中心ですが、今は近隣の御高齢の皆様ホームドクターとして診療しております。どうぞよろしく願いいたします。

○望月課長 よろしく願いいたします。

それでは、5番の一般社団法人玉川医師会理事の山口潔様です。よろしくお

願います。

○山口委員 玉川医師会在宅医療部担当理事の山口潔です。いつもありがとうございます。

私はもともと東京大学医学部附属病院の老年病科という科で認知症診療を長年やっておりましたが、2013年に現在のふくろうクリニック等々力という診療所を開業しまして、主に訪問診療も含めた診療をしています。今年の春にふくろうクリニック自由が丘という認知症専門の外来のクリニックも開業させていただきました。引き続き数多くの認知症の方を拝見させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○望月課長 ありがとうございます。

続きまして、6番、区民の代表の世田谷区民生委員児童委員協議会副会長、黒木勉様です。よろしく願います。

○黒木委員 皆さん、こんばんは。私は民生委員の黒木と申します。よろしく願います。

私は玉川地域深沢地区の担当をしておりますが、今回は民生委員の立場から皆様とお話できればいいかなと思っております。そして、今現在取り組んでおります民生委員全体の認知症といいますか、そういうこともまたお話をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○望月課長 ありがとうございます。

続きまして、7番、認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリストの中澤まゆみ様です。願います。

○中澤委員 皆さん、こんばんは。豪徳寺在住の中澤です。

雑誌の編集者時代を含めると、大体40年近くメディアの仕事をしています。17年前のことになりますが、ひとり暮らしの友人が認知症になりまして、彼女の介護のキーパーソン、任意後見をそれからずっと続けています。友人の介護をきっかけに、認知症と在宅介護について書くようになりました。世田谷区では、認知症カフェを2010年に立ち上げたりして、主に介護職と介護家族が一緒になって、いろいろな講座、シンポジウム、フォーラム、居場所サミットなんていろいろ企画しています。

母も89歳で認知症になりまして、4年前に亡くなりました。現在87歳になった友人は、今、要介護5で、6月に入った特養で穏やかに暮らしています。認知症は本当に誰にでも関わるものだということで、この委員会に関わらせていただいたことで伝えさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○望月課長 ありがとうございます。

続きまして、8番、梅丘あんしんすこやかセンター管理者の高橋洋子様です。よろしく願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。梅丘あんしんすこやかセンター、高橋と申します。職種は看護師で入っております。

あんしんすこやかセンターの業務としましては、ほぼ毎日、認知症の方への対応、家族への対応等の相談を受けております。また、行方不明に関する御相談も多く、まさしく本日もいろいろなツールをかき集めて対策を取ろうと進めているところです。また以前、認知症で行方不明に、本当に心配になってしまいう利用者さんを担当するケアマネジャーさんから、あらゆる手段を講じたけれども、もうどうにもできない。こういう場合は、もう区役所に相談しても無駄ねと言われてしまいました。そういう経験もありまして、何とかセーフティーネットというところを一緒に考えさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○望月課長 ありがとうございます。以上8名の委員の皆様です。

次に、アドバイザーの方を御紹介いたします。

1番、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会地域社協課調整係長の尾崎一美様です。お願いいたします。

○尾崎アドバイザー 世田谷区社会福祉協議会の尾崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、調整係でせたがやはいかいSOSネットワークの担当部署になりますので、今日、皆さんに少しせたがやはいかいSOSネットワークの説明ができたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○望月課長 よろしく願いします。

○大熊委員 ちょっと補足しますと、アドバイザーは大熊が紹介と先ほどおっしゃったんですけれども、私が御推薦したのは尾崎さんだけで、警察の方とかは存じ上げないので、今日初めてお目にかかるという感じでございます。

○尾崎アドバイザー よろしく願いします。大熊さん、ありがとうございます。

○望月課長 ありがとうございます。

続きまして、2番の世田谷警察署生活安全課長の清水義和様です。お願いいたします。

○清水アドバイザー 世田谷署生活安全課長の清水と申します。本日はよろしくお願いいたします。

生活安全課では、日々、認知症の方の保護であるとか行方不明、あるいは夫婦間のトラブル等々、幅広く取扱いをさせていただいております。その中で様々

な問題点があろうかと存じていますので、意見できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○望月課長 よろしくお願ひいたします。

続きますして、北沢警察署生活安全課長、奥井宏昭様の代理で、課長代理の本宮涼太様です。よろしくお願ひします。

○本宮課長代理（奥井アドバイザー代理） 皆さん、こんばんは。北沢警察署生活安全課課長代理の本宮と申します。

生活安全課の業務を通じまして、家出人や行方不明の方、様々な認知症を患っている方を取り扱う機会が非常に増えております。本日の会議では皆様の意見をお伺ひして、今後の業務等にも生かしていければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○望月課長 よろしくお願ひいたします。

続きますして、玉川警察署生活安全課長の石川伸太郎様です。よろしくお願ひいたします。

○石川アドバイザー 玉川警察署生活安全課長をしております石川と申します。

玉川警察署におきましても、平素から認知症の方々の保護や、あるいは行方不明の捜索、それから認知症の御家族を抱える御家族から相談等、認知症の方々と関わり合う機会はとても多いです。ですので、今回のこのような部会を通じまして、少しでも認知症のご家族を抱える御家族や認知症の方々が生きやすいような、そういった社会を目指せるように、少しでも貢献できればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○望月課長 ありがとうございます。

続きますして、成城警察署生活安全課長、加藤修次様の代理で、課長代理の野村友貴様です。お願ひいたします。

○野村課長代理（加藤アドバイザー代理） 皆さん、こんばんは。成城警察署の生活安全課長代理の野村と申します。

警察の方がお話ししたとおり、認知症の方の行方不明とか特に昨今多くなっているのが現状ではないかなと思います。今日の会議等を部下にも伝えるとともに、今後、私たちの警察のノウハウが皆さんに還元できればなと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

○望月課長 ありがとうございます。

続きますして、世田谷区危機管理部地域生活安全課の野村剛課長です。お願ひいたします。

○野村アドバイザー 皆さん、こんばんは。世田谷区の地域生活安全課長の野

村と申します。

地域生活安全課は、基本的には、今やらせていただいているのは、いろいろと認知症の方ですとか御高齢者の方、困り事、行方不明等があった際に、区と警察の間を取り持って連絡調整、また、庁内の情報共有等を図らせていただいているところでございます。今回、アドバイザーという肩書をいただきまして、このような会議に参加させていただいているんですけれども、私的には、この会を通じまして、うちの課でもっとほかにできることがあるんじゃないかということで、逆に勉強させていただきたいなという気持ちで参加させていただいておりますので、ぜひ皆様の御意見をいただきながら、私たちでできることを模索していきたいなと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○望月課長 ありがとうございます。以上6名のアドバイザーの皆様です。

最後に、パートナーを御紹介いたします。1番の貫田委員のパートナーの貫田弥生様です。お願いいたします。

○貫田パートナー こんにちは。貫田直義の妻の貫田弥生と申します。パートナーです。

今日は当事者が主人一人ですけれども、いろいろな会議で当事者の方が何人かいらっしゃると、必ずパートナーが1人はついていらっしゃって、今日、私一人で寂しいんですが、主人が認知症を発症した1年前には、本当に私も慌てまして、ちょっとパニックになりましたけれども、近頃は慣れてきまして、また、主人の病状もとても安定していますので、貫田さん、どこが悪いの、本当に認知症なのということをよく言われるんです。でも、近くで見ている私にしてみると、例えば、今日のこの夜の会議に、上野毛からこの区役所まで来るのに、一人ではやっぱり行かせられないというのが実感です。なので、パートナーとしてくっついてきたんですけれども、取りあえずセーフティネットというのは、そういう意味でもとても興味深くて、必要なネットだと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。皆さんで考えていきたいと思っております。

○望月課長 ありがとうございます。

また、先ほど御挨拶いただきましたが、区側を御紹介させていただきます。

世田谷区副区長、中村哲也でございます。

○中村副区長 よろしく願いします。

○望月課長 ほか事務局管理職を紹介いたします。

高齢福祉部長の長岡光春でございます。

○長岡部長 よろしく願いいたします。

○望月課長 そして私、介護予防・地域支援課長の望月美貴でございます。皆

様、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本日の出席者及び参加方法を御説明いたします。

本日、リモートで御参加いただいております委員、アドバイザーが7名、事務局と同じ区役所にお越しいただいております委員、アドバイザーが6名、合計13名の委員、アドバイザーの皆様にご出席を賜っております。

次に、本部会に関する情報公開について御説明いたします。

本部会の透明性や区民への情報公開の担保のため、また、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱に定められておりますとおり、本部会は公開とし、議事録及び資料につきましては、会議後に議事録を作成し、皆様に御確認いただいた後に公開いたします。議事録の公開につきましては、令和2年12月3日に開催いたしました世田谷区認知症施策評価委員会で委員の皆様より御了承が得られましたとおり、本部会におきましても、発言されました委員名、アドバイザー一名、発言内容について、基本、全言のまま公開する扱いとさせていただきたいと思っておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○望月課長 ありがとうございます。では、議事録の公開につきましては、資料1の委員名簿の記載のとおり、委員、パートナー、アドバイザーの名前を記載して公開することといたします。

続きまして、本日は初めての部会となりますので、部会長を選出たく存じます。皆様方から御推薦、立候補等はございますでしょうか。

なければ、区のほうから御提案させていただきたいと思っております。認知症施策評価委員会の委員長であります大熊由紀子様をお願いたく存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○望月課長 ありがとうございます。皆様の御了承が得られましたので、大熊部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、一言またよろしくお願ひいたします。

○大熊部会長 私のとっては、81歳のもう認知症も始まった本人というところがございますので、おぼつかないことではございますけれども、議事を司会させていただきたいと思っております。

早速議事に入ってよろしいでしょうか。区のセーフティーネットの現状、調査事項について、事務局から説明をしていただきたいと思います。

○坂本係長 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、次第①の高齢者見守りに関するネットワークの現状、行方不明に関する

る区内の統計について御説明させていただきたいと思えます。

資料2を御覧いただけますでしょうか。今、資料を画面共有させていただいておりますけれども、皆様方のお手元の資料2の中では、世田谷区高齢者見守りの取り組みということで、今、区役所の中では4つの見守りを展開してございます。

1点目が、ゆるやかな見守りとしまして地区高齢者見守りネットワーク、2点目としまして、安否確認のための見守り、高齢者安心コール、3つ目といたしまして、専門職によるしっかりした見守り、あんしんすこやかセンターによるあんしん見守り事業、最後の4つ目でございますが、民生委員による早めの相談のための見守り、民生委員ふれあい訪問、この4つを軸といたしまして、そのほかに、下に書いてございますが、プラスして、介護保険等々も含めましたサービスによる見守り、区と協定を結んでおります事業者様との見守り、そして地域の支えあいによる見守り、こういった見守りを区として展開してございます。

続きまして、資料4を御覧いただけますでしょうか。今申し上げました区が現在取り組んでおります取組について、もう少し詳しく御説明申し上げます。

資料4は、先ほど申し上げましたように、区と事業者様の中で協定を結んでおりますその皆様方の協議会の一部資料の抜粋となっております。今回の資料は、①としまして世田谷区の高齢者の状況と施策、②で世田谷区の地域包括ケアシステム、③で世田谷区における高齢者見守りの取組み、④で高齢者見守りのご案内ちらし等となっておりますが、今日は時間の関係上、3番の10ページから御説明申し上げます。

10ページを御覧いただきますと、今、皆様方の資料2として準備させていただいているチラシがございます。

1枚おめくりいただきまして、先ほど4つの見守りの中の1つとして、地区高齢者見守りネットワークを御説明いたしましたけれども、もう少し詳しくこちらの資料に、事業の概要、取組の内容が書いてございます。

概要といたしましては、町会・自治会などの地区の皆様方の活動団体等の参加団体の皆様方の連携を深めまして、地区のコミュニティを充実させることを目的とした取組となっております。

取組の内容といたしましては、普及啓発であるとか、地区の皆様方と、担い手とのニーズのつなぎとなっております。

次に、(2)で、高齢者安心コールでございます。こちらは、地域で安心して生活を継続していただくために、3つのサービスを行っております。

1つ目が電話相談サービス。こちらはいつでも24時間365日、お困り事の御相

談を承っております。

2つ目、電話訪問による見守りサービスは、定期的にお電話をして、安否確認等をさせていただきます。

3つ目がボランティアによる訪問援助サービスとなっております。こちらは、事前に登録をしていただきまして、ボランティアの方が御自宅を訪問してお手伝いをするといったサービスとなっております。

例えば、3つ目の訪問援助サービスの具体例としましては、11ページの下に書いてございますように、照明器具の交換であるとかカーテンの取り外し、または雑草取りなど、そういった御支援をさせていただいているところです。

12ページにいきまして、こちらは実績の推移、そして電話相談の内容なども書いてございます。第1位で一番多いのが生活全般、御家族等の御相談、そして医療や介護についての御相談、または各種サービスの問合せが第1位から第2位、第3位を占めているところです。

次に、貼って安心！高齢者見守りステッカーのお話をさせていただきます。

この事業の概要は、このステッカーを靴の中ですとか衣類、杖などの身の回りのものに貼っていただくことで、もし万が一、警察等の方々に保護されたときに、24時間365日対応してございます先ほどの高齢者安心コールを通じまして、迅速に事前に登録している緊急連絡先、御家族等の連絡先等に連絡できるような取組となっております。

今、皆様方の12ページの右の真ん中のあたりにステッカーの見本ということで実物があります。こちらは今、画面共有で大きく出てございますが、シールとなっております。こちらを事前に登録していただきまして、お一人様20枚配付をさせていただいているところです。また、靴、衣類、バッグなどに貼っていただいた後、シールのものとなっておりますので、少し粘着が弱くなりましたら、またその都度窓口でもう少し追加で欲しいということをおっしゃっていただければ、配付させていただきます。

対応の流れといたしましては、万が一、警察や消防の方々に保護されたときには、今、皆様方に見ていただいております世田谷区のマークの隣に番号が書いてございますが、この1234567が、事前登録された方一人ずつに違った番号を付与されておりますので、この番号を高齢者安心コールの5432-1010にお電話していただくと、特定の事前登録された番号を基に、御家族の方に御連絡を警察の方にしていただくという形になります。また、警察や消防以外の方、例えば区民の発見協力者の方などに発見された場合には、高齢者安心コールの担当の者から御家族に御連絡するような形となっております。実際の統計に関しましては、この後、資料2で御説明させていただきます。

もう1枚おめくりいただきまして、今度は専門職による見守りで、あんしん見守り事業になります。こちらは、あんしんすこやかセンターの職員の中に見守りコーディネーターという者がおります。その見守りコーディネーターが御心配な方等に関しましては、訪問等により御自宅の状況なども勘案させていただいて、必要な支援につなぐような事業となつてございます。取組内容につきましては御覧いただければと思います。

次に、(4)の民生委員ふれあい訪問です。今日、黒木委員がいらっしゃつていただいておりますけれども、事業の概要といたしましては、75歳以上の介護保険のサービスを利用していらっしゃらない方の家に、民生委員さんが訪問を行う仕組みとなつてございます。

取組の内容としましては、御訪問の際に、世帯状況等をお伺いして、必要な支援、そして見守り等に御案内させていただく形になっています。

対象者につきましては、当該年度の4月1日現在で介護保険の認定がない方、そして年齢等も、77歳、79歳、81歳、83歳のおひとり暮らしの方または高齢者世帯の方を対象とさせていただいているところです。

次に、14ページを御覧いただきまして、先ほど4つの見守り以外の事業者様との見守りということ御紹介いたしましたけれども、区と事業者様との間で、世田谷区における支援が必要と思われる高齢者等に係る情報の提供に関する協定を締結していただいた事業者様が、業務の日常生活の中で何か異変を発見されたときに、区に通報していただく取組となっております。取組の内容、事業の流れは御覧のとおりです。

もう1枚おめくりいただきまして、では、実際にどのぐらいの事業者様が協定を結んでいらっしゃるかということですが、金融機関の事業者様、コンビニ、新聞、生協等々となりまして、全部で23か所の事業者様が締結、御協力いただいております。

実際には、通報の件数は下の表にございますとおり、令和元年度の実績ですが、83件となっております。

主な通報の内容が16ページに書いてございます。例えば、新聞販売協力店の皆様から、1週間くらい新聞がたまっているという通報をいただいたときには、やはり中でお亡くなりになられていた、ですとか、コンビニエンスストアの方からは、支払いがうまくできず、少し言動が気になるお客様がいるんだけれどもという通報に関しましては、担当のケアマネジャーさんにも御連絡させていただきました。そういった通報の内容と対応となつてございます。

そして、16ページの下の方に、先ほど区と協定を結んでいる事業者様は合計で23か所と申し上げましたけれども、こちらの23か所の事業者様は、高齢者

全体の取組での協定ですが、16ページの上から2つ目に関しましては、認知症高齢者等の在宅支援における相互協力に関する協定ということで、認知症の方に特化した協定なども結ばせていただいております。世田谷信用金庫様、そして昭和信用金庫様になります。平成26年度の協定で、現在も継続させていただいているところがございます。

以上が世田谷区高齢者の見守りに関するもう少し詳しい説明となっております。

18ページ以降に関しましては、事業のちらし等になりますので割愛させていただきたいと思っております。

次に、資料5を御覧いただけますでしょうか。資料5に関しましては、実際に行方不明の事案が発生した場合に、どのように区が取り組んでいるかというフロー図でございます。

万が一、世田谷区内で行方不明になられた方がいらっしゃった場合には、御家族等の方があんしんすこやかセンターもしくは保健福祉課等に御一報をいただくような形を取らせてもらっています。そして、あんしんすこやかセンター等に一報が入ったときに、まず3つのことを確認させていただいております。

初めには、警察に行方不明の届出が済んでいるかどうかを確認しております。もし届出が済んでいないということであれば、届出をお願いしているところです。

そして、区内の対応、区外の対応と2つに大きく分かりますけれども、1つは、区内の対応としましては、区役所内の全庁を挙げての情報共有、②としましては、本日参加の野村アドバイザーの地域生活安全課で行っております、世田谷区24時間安全安心パトロールの対応について、希望されるかどうかを確認させていただきまします。そして、区外の対応といたしましては、東京都が運用しております広域の情報共有のサイト（行方不明認知症高齢者等情報共有サイト）でございます。こちらを御家族様または御親族様等が希望するかどうか。1つでも希望するというのであれば、行方不明になられた状況でありますとか、今まで行方不明になられたかどうか、認知症であるかどうかなどの状況を、御家族様からあんしんすこやかセンターが確認させていただきまして、世田谷区に5か所あります総合支所の保健福祉課に情報を提供いたします。行方不明になられた状況等を聞き取られた様式を介護予防・地域支援課に送付をいただき、私どもで今申し上げましたような、1番から3番までの希望するものに準じて、その後の対応をさせていただきます。

御家族様等から区役所全庁挙げての情報提供を希望する場合には①としまして、区内28か所にありますあんしんすこやかセンターに全ファクス、そして電

話を行います。また、地域生活安全課様にも同じように御連絡をさせていただきます。あわせて、先ほど申し上げましたような形で、世田谷区24時間安全安心パトロールは、民間の警備会社様に委託している事業です。青色回転灯を装備しましたパトカー型の車両が公園や世田谷区内を巡回しております。そういったパトロールに情報提供をして、早期発見を希望される場合には、地域生活安全課から区内を巡回する委託事業者さんに情報を共有する、という流れとなっております。あわせまして、区役所の全職場にメールで行方不明になられた方の情報を提供してございます。

あんしんすこやかセンター、私ども区の職員、また、24時間安全安心パトロールの委託事業者様のこういった目で、日頃の業務の中で行方不明になられた方がいらっしゃるのか、気にかけるような対応を取らせていただいております。

3番目に、東京都が運用する広域での情報共有サイト（行方不明認知症高齢者等情報共有サイト）への情報の登録を希望するということであれば、私どもが東京都の行方不明認知症高齢者等情報共有サイトに、先ほどお話ししたような行方不明になられた状況等を本サイトに情報を入力しております。広域サイト（行方不明認知症高齢者等情報共有サイト）と申し上げておりますけれども、広域というのは、都内の23区の中、東京都の市区町村全部と、近隣の県、千葉県、埼玉県、神奈川県、栃木県、群馬県、茨城県の6つ、そして警視庁の皆さん方で共有できるサイトとなっております。

続きまして、資料6を御覧いただけますでしょうか。こちらは先ほど御説明しました各事業に関する統計となっております。

まず、あんしんすこやかセンターで行方不明に関する御相談を受けている件数でございますけれども、今年度より、通報を受けたときに帳票を作成していただき、その件数をカウントしてございます。4月から6月の実績といたしまして4件ございます。

また、先ほど4つの見守りの1つとして御説明申し上げましたあんしんすこやかセンターによるあんしん見守り事業の実人数、延べ人数等が書いてございます。

3番目、東京都が運用しております行方不明認知症高齢者等情報共有サイトに私ども世田谷区役所で利用した件数の実績となっております。今年、令和3年度に関しましては、4月から6月までの件数で2件となっております。先ほどの行方不明のあんしんすこやかセンターが受理した相談の件数が4件、4件のうち、広域サイト（行方不明認知症高齢者等情報共有サイト）を利用した方が2件となっております。

4番目、高齢者見守りステッカーは、安否確認のための見守りの中に入れてございますステッカーですけれども、御本人様の登録が379件、実際にあんしんコールで通報を受け、対応した件数が、昨年度は4件で、今年度は4月から6月で3件となっております。

せたがやはいかいSOSネットワークについては、社会福祉協議会様に最後に御説明をいただくときに、あわせて統計資料の説明をいただきたいと思いません。

資料7でございます。こちらは警視庁の統計で、警視庁のホームページからいただいている資料となっております。第113表行方不明者の取扱状況で、警察署別の統計が出てございます。第3方面というところに世田谷警察署、北沢署、玉川署、成城署、4つの警察署全部合わせて255件の届出を受理していただいているところでございます。発見というところに関しましては249件の発見をいただいている統計となっております。

次に、資料8を御覧ください。こちらは参考資料等になりますけれども、行方不明に関する取組、他の自治体の施策の比較となっております。各自治体でネットワークの施策を展開されていらっしゃるかとは思いますが、本日は、大牟田市、東京都文京区の施策を比較させていただき資料をつくらせていただきました。

大牟田市ですけれども、行方不明になられる方の事前登録の対象の方は、ここに書いてあるとおり、65歳以上の方で、行方不明等になる可能性のある方、若年性認知症の方、その他必要と認める方が事前に登録をいたします。事前登録された情報が、警察署、地域包括支援センター、世田谷区で言うと、あんしんすこやかセンターになりますがこの2者と共有しているところが特徴となっております。

行方不明が発生したときには、大牟田警察署の方が事務局となりまして、御家族等からの行方不明の届出を受けた後に、まずはフロー図の高齢者等SOSネットワーク関係団体である、行政機関、消防署、郵便局、金融機関、公共交通機関等に情報提供をするようなシステムとなっているようです。あわせまして、大牟田市の福祉課に行方不明になられた方の情報提供が入った後、行政機関でそれぞれのネットワーク等に情報発信をしているようです。

特徴的なのは、③のところメール配信システム「愛情ねっと」と書いてございます。画面共有させていただいているところでは、ピンク色に塗りつぶしが入っているところでは、こちらに関しましては、市役所の生活安全室というところが管理しているネットワークになっておりまして、認知症に特化していない、災害、防災、その他様々な情報を発信するメール配信のシステムとなっ

ておりまして、このシステムを活用して行方不明になられた方の情報を発信しているようです。

また、大牟田市の特徴としましては、こういった情報提供を受ける側だけではなくて、実際に行方不明の方が発生したときには、検索ボランティアをする方を登録制で行っているといったことが特徴でございます。ボランティアがどんな方かに関しましては、資料を御覧いただければと思います。

実績は、今日は時間の関係で割愛いたしますけれども、実際に警察の方が市役所福祉課に情報提供した件数は16件、そのうち実際に情報提供した配信件数が10件、この10件のうち、今申し上げました検索ボランティアの方が協力発見に至ったのが5件ございます。こういったところが特徴かと存じます。

次に、東京都文京区の御説明をさせていただきます。

こちらもお対象要件に行方不明になるおそれのある方となっておりますが、この方々が事前に登録したときには、文京区内の4つの警察署が、地域包括支援センターと事前登録の情報を共有していることが特徴となっております。

フロー図を御覧いただきまして、御家族等の方が行方不明になられて御心配ということであれば、大牟田市と同じですけれども、警察署に行方不明届を出します。そして、御家族の方は、行方不明になられたので、SOSメールでたくさんの方の発見協力サポーターの方に協力を仰ぎたい希望がありますということ、文京区が委託をしておりますSOSメールの配信受付をする窓口に出るようなシステムとなっております。こちらは365日対応のようですけれども、実際に発見協力者に事前に登録されている方へのメール配信につきましては、朝の8時から夜8時までとなっているようです。メール配信を受けて、発見協力サポーターさんが自分の日常生活の中で気にかけていただき、早期発見、保護の活動を行うという形になっております。発見協力のサポーターさん等が行方不明になられた方を発見した場合には、警察に連絡して保護していただくというシステムになっているようです。

そして、特徴のところに書いてございますけれども、発見協力者の方ですが、文京区内の方に限らず、区外の誰でも登録することが可能というところがとても特徴的になっております。

実績のところでございますけれども、大牟田市のように、発見協力サポーターに登録された方がメール配信後に保護した事案はないそうです。

以上が資料8の説明となります。

次に、資料9を御覧ください。最後になりますけれども、こういった区の事業等の特徴として課題をまとめさせていただいておりますが、こちらの資料はまだ調整中のものがございます。

4番と5番を御覧いただきまして、高齢者見守りステッカー、社会福祉協議会様が行っている、せたがやはいかいSOSネットワークのところでございます。今申し上げたようなほかの自治体様等の情報なども参考とさせていただくと、高齢者見守りステッカー事業の利用者登録情報に関しましては、世田谷区の担当所管でのみの把握となっております。また、社会福祉協議会様の、せたがやはいかいSOSネットワークも、社会福祉協議会様だけで把握されている状況かと思っております。こちらは尾崎アドバイザーからも説明の補足をお願いしたいと思っておりますが、私どもで今課題としてまとめさせてもらったものは以上となります。

説明は以上です。

では、社会福祉協議会の尾崎アドバイザーから、資料3、資料6、9等のところで説明をお願いできればと思っております。

○尾崎アドバイザー それでは、画面共有させていただいて——やめておきます。お手元の資料を見ながら説明させていただければと思っております。

○坂本係長 資料3のものであれば、こちらで画面共有できますが。

○尾崎アドバイザー せたがやはいかいSOSネットワークについて説明させていただければと思っております。

平成27年からこの事業が始まりまして、今年で7年目に入ります。この間、いろいろと考えながら事業を行っているような状態ですけれども、まず中身の説明、A3の資料をお開きいただければと思っております。

SOSネットワークというのは、せたがやはいかいSOSネットワークという大きな事業の中のメールSOSネットワークというものと、まちなかSOSネットワークという2つの事業を総称して、せたがやはいかいSOSネットワークと社会福祉協議会の中では呼んでいます。まちなかSOSのほうは、少しこれから考えを変えていかなきゃいけない部分なので、今現在動いているメールSOSネットワークについて説明ができたらと思っております。

事前にメールSOSネットワークに登録、利用したい御家族の方に御登録していただいて、もし登録した方が行方不明になった場合には、その特徴とか、お写真とかを併せて登録されている発見協力者の方々にメールでお知らせをする形になります。早期発見だったり保護するネットワークということで、御本人に対するというよりも、御家族の支援ということでメールSOSネットワークという事業は始めたので、御家族が困らないようにということで、この事業自体は始めています。

登録されている方たちは、先ほどお話があったと思っておりますが、令和2年度の実績で606人が区内の方で御登録していただいております。この中の主な方々は、

今日、委員として入られている黒木委員のように、たくさんの民生委員さんが御登録していただいているので、メールが来た際に、お買物しているときに、ちょっと周りを見てくださいといってお願いをしているんですが、皆さん、外に出て、近くだったりとお探ししていただいたりして、今まで発見協力者の方が見つけたというケースは一度もないんですけれども、すれ違ったというケースが実はあって、それは船橋地区の民生委員さんがすれ違って、すぐに警察に電話をしてくださったというケースが1件ありました。日頃から地域の方々をよく見ていただいている民生委員さん、または地域の中をよく訪問してくださっている地域福祉推進員さんなどに御協力していただきながら、メールSOSは継続して今も行っています。

私どものメールについては、配信時間が朝7時から夜7時ということで、時々、夜7時以降にも、大丈夫だろうなと思いながら、7時半にメール配信をしたりとかいうことはあるんですが、その辺は、御家族の方と御調整をして柔軟に配信させていただいております。

また、特徴的には、その日のうちに、いなくなってしまったという在宅の方については、登録なしで配信をして、配信した後に登録をしていただくという形で、柔軟に対応はするようにしております。まずは発見協力者の方々に登録届を出していただいて、一人でも多くの方々に御協力をしていただいて、この事業は成り立っています。

メールが届いたら、ちょっと周りを気にかけてくださいとお話はしていますが、先ほどから説明しているように、皆さん、とても熱心にお探ししていただいて、こちらにも、「私たちの家の近くのメールなんだけれども、周りを見回したけれども、誰もそういう該当の方はいなかったわ」というお電話をいただいたりとか、あと「もうちょっと詳しく内容を教えて」ということで、民生委員さんからお電話をいただいたりすることもとても多いです。なので、メールSOSネットワークは地域の中で大分浸透してきています。

あわせて、メールSOSに基づいて、実は深沢地区のほうでは、昨年も模擬訓練をしていただきました。地域の方を認知症の方に見立てて、その方がいなくなったという前提でお探しする訓練をしていただいて、今年もされるというお話を少し聞いております。そういった形で、地域の方々が認知症の方って、どういうふうに歩くのかなとか、どういう感じで動いていくのかなということ、訓練を通しながら少しやっつけていただいているような状況ではあります。

どちらかというと、そのときだけお探しするとか、そのときだけ訓練するという形で、日常的に見守るという部分がまだ少し弱い部分があるので、今年度以降から、その辺、日常的な見守りはどういう方法でやっていったらいいかと

かということも、少しずつ事業の中に繰り込んでいきながらやる予定であります。

資料説明は以上になります。

○大熊部会長 ありがとうございます。御説明はここまででよろしいでしょうか。

皆さんもずっと説明を聞いてそろそろくたびれてしまわれたかと思しますので、お聞きになってのそれぞれの御意見を承りたいと思います。実際に画面で手を挙げてくださってもいいですし、手を挙げると。まず早かったのが山口委員だと思えます。山口さん、どうぞ。

○山口委員 御指名ありがとうございます。いろいろ世田谷区で施策を展開されているということで、非常にすばらしいんじゃないかとは思ったんですけども、この部会で最初に議論しなきゃいけないこととして私が思うのは、そもそもセーフティーネットとか見守りをするることによって、結果として何をしたいのかということです。そこをまず議論されたらどうかなと感じました。

世田谷区の施策で見ますと、例えば孤立死を減らそうとか、あるいは徘徊から迷子になってしまった方、そういった方を減らそうということで、こういう施策を展開されているのかなと思うんですけども、例えば、認知症の方のセーフティーネットと考えますと、交通事故に遭うとか、あるいは触法行為、前頭側頭型認知症ですと、小学生の女の子に付きまとっちゃうとか、認知症の方の犯罪行為を予防しようとか、あと資料にはあったんですけども、今回出てきませんでした。消費者被害を予防しようとか、あと経済的虐待、家族内の経済的虐待も、細かく見ていくとありますので、そういったものを予防しようとか、もっと広いセーフティーネットの在り方を検討されてはいかがかなと感じました。

あともう1つは、これは小さい話ですけども、今回、発見協力者ということで、民生委員さんに御協力いただいていると伺いました。私なんか訪問診療をやっていると、車で走っているんです。そうすると、何かおかしい人がいるのはすぐ分かるというか、要するに、在宅の医療をやっていたりとか在宅の介護をやっているような人たちは、車とか自転車ぐるぐる回っているんです。日中ってデイサービスの送迎の車ばかり走っていますね。そういった人も発見協力者、これは事業者ということになってしまうので、どういう位置づけがいか分かりませんが、発見協力者にすれば、もうちょっと見つかるかもしれないので、ぜひ協力を要請していただければと思いました。

○大熊部会長 ありがとうございます。貫田さん、手を挙げいらっしやいますからどうぞ。

○貫田委員 さすが山口先生、僕の主治医ですね。的確なコメントでした。つまり、今ずっとここに座っていて、半分いらいらしているのは、セーフティーネットというのは一体何なんだということがはっきりしないの。つまり、それは誰でもいいんだけど、例えば区側で、セーフティーネットって一体何ですかといったときにきれいに答えられますか。どうするんだと。結局、認知症に陥っちゃっているそういうお年寄りを救うことがセーフティーネットなのか、さらに言えば、どういう社会をつかっていけばいいのか。全体の中における個々人のセーフティーをどう担保するかということが一番大きなテーマだという気がするんですけども、どんなものでしょう。

○大熊部会長 では、区側でどなたが答えてくださいますか。長岡部長かしら。セーフティーネットということでどういうことを区は考えているのでしょうか。

○長岡部長 貫田さんから今お話がありましたけれども、セーフティーネットとは何なんだろう、それは大事なことだと思います。問いかけのとおり、区としてもはっきりこれがセーフティーネットというのをこれから整理していく必要があるのですけれども、例えば1つは、先ほど山口先生からもありましたが、行方不明の人、そういった方が出たときに、地域で協力して、あるいは発見協力者を得て探していく、そういった仕組みも、今は社会福祉協議会でSOSネットワークというのがありますけれども、そういったものを区と協力をしてもうちょっと強化していくとか、そういった事業を強化するという方向性で、今回、先進的な自治体が行っている大牟田市であるとか、あと文京区であるとか、そういったところの実施状況を紹介させてもらったのは1つ意図としてあります。

あとは、貫田さん、まさにおっしゃったとおり、社会全体として、地域づくりとしてどういうふうに行っていけばいいのかというのは、大きな課題としてありますので、そういった要素はもっとほかにもあると思います。

それともう1つは、この後テーマとしてもう1つあるんですけども、地域全体で見守るのと、もしも事故とか起こってしまった場合の保険も1つあるのかなということで、ある意味、川下の話なのかもしれませんが、そういったこともあって、この後、賠償保険の他の自治体の状況を調査しましたので、そういったものを紹介させていただきながら、議論をさせていただきたいと思っています。

○大熊部会長 貫田さん、今のお答えで納得がいきましたでしょうか。

○貫田委員 要するに、世田谷区は、今日の段階でほかの自治体に対しても圧倒的に誇れるべき条例をつくったわけでしょう。そこに向けて今また作業して

いるのが僕らでしょう。その中においていろいろ考えなきゃいけないことはいっぱいあるわけです。例えば、徘徊なんていう言葉、はっきり言うと、僕は反対だから。それから見守る、見守るなんて、長岡さん、はっきり言って、冗談じゃないよ。何でおれが見守られなきゃいけないのとなるじゃないですか。それが一般的な当事者の声なんです。そこをどれだけ皆さんで把握しているのか。まず僕らのほうで把握しているのか。そこを乗り越えない限り、はっきり言うと、この論議は幾らやっても無駄。つまり、テーマは一体何だということをもう1回、ちょっときつい言葉で言って申し訳ないんだけど、的確に言っていただきたい。

と同時に、せっかく警察の方もいらっしゃっているわけだから、行方不明者というのは、結局、それぞれの所轄で1年間何人いらっしゃったのか、的確に言ってほしい。そこをどれだけケアできたのかということも1つの事実でしょう。だから、事実に向けて作業していかないと、時間ばかり食ってどうしようもないなという気がします。すみません、好き勝手なことを言って。

○大熊部会長 どなたか追加で、誰か区側からお話がありますか。

○望月課長 資料7になります。資料7の2枚おめくりいただきまして、第113表行方不明者の第3方面のところにあります。総数ですけれども、世田谷が51、北沢が40、玉川が71、成城が93になっております。

○清水アドバイザー この数は行方不明者の総数なので、認知症の方だけには限らないです。そこを御了承ください。

○大熊部会長 貫田さん、今のを聞かれていかがですか。

○貫田委員 分かりました。

○大熊部会長 貫田さん。

○貫田委員 何でしょうか、すみません。

○大熊部会長 今、警察ではこのぐらいの人に関わりました。ただ、行方不明ですので、認知症とは限りませんという御説明がありました。

○貫田委員 だから、そういう説明で、そのリアルな数字は把握できていないの。

○望月課長 認知症の方ということですか。

○貫田委員 そうそう。今問題は、認知症の人間たち、例えば、僕のように認知症になった人間が徘徊して行方不明になる。そこにおいてのセーフティーネットをどう込めればいいのかというのが1つの流れじゃないですか。その中で、年間どのぐらいの人間が認知症で、そうやって警察の保護を受けているんだということは簡単に出ると思うんですけども、そこは出ないの。

○望月課長 それでは、画面共有で、割合だけですけども、資料7の第114

表、保護した行方不明者の数ということです。総数が東京都全体で1925件のうち、真ん中よりちょっと下のところに認知症とありまして808件となっております。

○大熊部会長 これは東京都の。

○望月課長 はい。42%ぐらいです。

○大熊部会長 この話で、まあまあそこまでは分かっているのかということに思われましたか。

○貫田委員 要するに、今800何人、42%でしょう。つまり、そういう認識を実際に持っていらっしゃるかと思うんです。そこのところははっきり持ってくれないと、はっきり言うと、警察も動き切れないよ。だって、警察だってせつかく年間そうやってデータをまとめているわけだもの。つまり、それをどういうふうに世田谷区、さらに言えば、都政だってそうだよ。それを生かすかということが問題なわけでしょう。大体想像したぐらいの数字が出たけれども、以上です。

○大熊部会長 そうやって保護された人がその後どうなったかというのは、数字からは見えないということですね。

それと、徘徊という言葉は、僕は嫌いだとおっしゃいましたけれども、この時点で徘徊というのが資料で出てくるのは、私はちょっと驚いております。大牟田がS O Sのネットをつくった元祖ですけれども、そこはもう5年前に、徘徊などという言葉を使うと、認知症の方に失礼だからということで、その言葉はなくしてしまったわけです。これが今日の資料に出てきたのはどういうわけかというのは、望月さんはお答えになれますか。

○望月課長 せたがやはいかいS O Sネットワークという事業が社会福祉協議会さんで平成27年度からスタートしたということで、そのときにそういう名前でスタートしたということで、そのままこの名前を継続して使用していると伺っているんですけれども、この事業のことでしょうか。

○大熊部会長 というか、御本人からすると、徘徊と言われること自身が、とても条例の本人本位とか、そういうのと違うじゃないかということをおっしゃっているのかなと思うんです。元祖大牟田が5年前に、徘徊は失礼だからといってやめたことは、専門家だったら誰でも知っていることなのに、何で世田谷はこれを、社会福祉協議会のお仕事だから口を出せないということかもしれませんけれども、ちょっと助言をするとかなんかはできなかつたんでしょうかしら。望月さんはつい最近着任されたので、望月さんのせいではないですけども。

○長岡部長 大熊先生から、徘徊という言葉はよろしくないんじゃないですか

というお話を前から伺っていましたので、今回、条例もできて、新しい計画をつくって、いろいろなことを検討して、いろいろ変えていきたいと思っていますので、社会福祉協議会の事業ではあるんですけども、これから社会福祉協議会とも相談をさせていただいて、名前についても検討させていただきたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

○永田委員 言葉のことにこだわる意味は幾つかの論点があると思うんですけども、1つは、貫田さんがおっしゃったように、当事者から見て、それが本当に妥当な状態とか、その意味していることが何のために徘徊、そういう表現をしているのか、本人から見ると、もう納得いかないし、一歩間違うと、本当に誇りだとか実際につながるし、単に言葉を変えればいいのではなくて、事業として何をしようとしているのかということところが問われていることを、貫田さんがおっしゃっているんじゃないかなと思います。

大牟田とか、兵庫県全体が今徘徊という言葉は、兵庫県も4年ぐらい前からやめているんですけども、その根拠は、徘徊という言葉が意味するものと、事業としての対象者が実態としてもずれているのが大きな問題で、これは私どもの調査でもあるのですが、警察に保護された方たちのかなりのパーセンテージ、調査によってはもう7割近くが、まだ認知症の診断をされた前後ぐらい、かなり早い段階で、当然一人で買物に行ったり散歩に行ったり、外に出かけて行き先や戻ることが、何らかの状況で難しくなって行方不明になられるわけで、必ずしも徘徊という言葉で代表されるような、何も分からずうろろろする状態の人ではほとんどがない。そういう面で、実態とずれているような名称がつけられていることも大きな課題であるし、そういう面で、さっき貫田さんが、世田谷で何人行方不明者が実際出ているのかと質問されたのは、とても鋭い質問だと思います。実際さっき808人とおっしゃったのは東京都全体の数ですね。

○望月課長 そうです。

○永田委員 全国の警察庁統計だと、必ず認知症の分類で、高齢者なので市町村別の積み上げがあるので、世田谷区として何人かというのは統計的には分かりますね。また改めてでいいんですけども、貫田さんの質問の世田谷区で何名くらいなのかとか、あと自治体によっては、その中で1年以上も繰り返している人が何名かとか、リピーターなのか、リピーターが統計だと3～4割いらっしゃるの、一度なったのにまた繰り返すことこそ、防ぎ得たことが繰り返されているところを、ハイリスクとしてどう防ぐとか、セーフティーネット全体の議論ももちろんすべきだし、セーフティーネットの大事な1つの柱になるだろう行方不明者に関しても、本当にセーフティーネットだから、網の目をつくるためには、対象者が今どういう人たちで、どのくらいいるのか。かなり詳

細な調査を詰めていかないと、漠然とした議論で、本当の意味のセーフティーにつながるようなネットにはなり得ない。

その意味でも、先ほど貫田さんが鋭く、それぞれ事実に向けてやらないと、時間ばかりかかって役に立たない。ここもすごい的確に言われて、私も本当にそのとおりで、決して今日の議論が無駄だと言っているわけじゃなくて、今日1回目なので、今までの区にある全体像を紹介して下さっているのは、これはこれで、制度としての全体像を今共有しようとしてされている段階だとは思いますが、制度としてこういうものがあることの方で、では、対象者として、今日御説明があったいろいろなものの利用者、幾つかのところではデータが出てきたんですけれども、そういう利用者ですとかその年次推移だとか、その中で実際に支援が有効になっている人とか、せっかく今ある制度からでも、どのくらいの方が本当の意味でセーフティーネットを必要とされているのか。そういうものを1個1個詰めていくことが必要じゃないかなと思いました。

これは先ほど山口先生が言われたこととも絡むんですけれども、依頼している人たちの知見というか、セーフティーネットの必要なのは、行方不明のこととほかの消費者被害とか、ほかの成年後見のこととか、場合によっては、そういうストレスとかトラブルが重なって、家庭内の虐待にもつながるとか、かなりパレードのように起こる危機も多くて、かなりオーバーラップしている人も多くて、本人もそうだし、あとそれを支援する側も、行方不明の対策、消費者被害の対策、虐待のことは、今までの制度ができてきた経緯からかなり縦割りというか、本当に同じような部署でやっているにしても、テーマ別になっていて、でも、結局、最前線で動くのは、民生委員さんだったり、自治会長だったり、警察の生活安全課の方だったり、同じ最前線の方は、本当にたくさんの方の努力をしている割には、それぞれが仕組みとして、それぞれで組み立っているために、非常に無駄と無理と一部の人への負担が多くなってしまっている状況だと思う。

これはどこが悪いというよりも、今までの歴史的経緯の中で、必要とされるものを1個ずつ1個ずつ増やしてきて、ただし、1個1個増やしてきたそういうのが積み重なった今は、全体を少し整理して統合したり、場合によってはなくすような整理をしないと、残念ながら、本当に無駄が多かったり、変なところで負担がかかっている、本人とか住民から見ると、結局は分かりにくい、利用しにくい、みんな幾つもばらばらで、結局は負担が大きいという効率の悪いものに、今いろいろな仕組みが発展してきた段階だからこそなっている現状があるので、せっかく区でこういうセーフティーネットという大切なテーマの部会ができた今の段階に、今日のような様々なものをどううまく生かしながら、

本人や区民から見て、分かりやすく、もっと効率がいいものに、そして支援者側というか、警察の方も含めて、動く方のためにも効率を目指して、希望条例ができたちょうどいい時期に整理再編して、よりよいものにしていく。そういうことをテーマにするのも、このセーフティーネット部会では大事ではないかなと思いました。すみません、少し長くなりました。

○大熊部会長 いえ、ありがとうございました。せっかく危機管理部地域生活安全課長さんが見えていて、これは縦割りではなく、全体として助けてくださる部署なのかしらと思うんですけども、野村さん、今のを聞いておられて、大ぐくりのセーフティーネットはどういうふうにお考えでしょうか。

○野村アドバイザー 最初に御挨拶をさせていただいたときにもお話をさせていただいたんですけども、私たちの部署としては、大熊様が今おっしゃられていたみたいに、それぞれの部署でやるのではなくて、それをちょうど仲介役というか、間に入って1つにまとめていって、みんな同じ方向性に向かって、行方不明にしても、同じ感覚、同じ情報量で探していくのを目指しているのがうちの課でございます。

ただ、今の貫田様がおっしゃられていたみたいに、例えば徘徊という言葉は非常にという話だったりとか、あと見守りという言葉だとか、そういうのが私どもとしては非常に参考になります。そういうところから考えていかなきゃいけないと思います。今回、正直言わせていただくと、皆さんがただ話をして、ああ、そうですね、次回頑張りましょうね、で終わる回なのかなと思っていたところで、そういう議論が出たこと自体は、第1回目としては非常にいいのかな。私はあくまでも仲介役ですというところで収まらずに、私の部署でもそれを考えていかなきゃいけないなというところで、今回非常に有意義だなと思いました。

○大熊部会長 ありがとうございます。この件について、本質的にセーフティーネット部会が仮にできるとしたら、何をすべきなのかというあたりは、どなたか御意見はないでしょうか。

○山口委員 私自身は、セーフティーネットというと、さっきも言いましたように、孤立死とか行方不明という流れになりがちですけども、貫田さんもおっしゃっていましたが、そもそも認知症の方に対するサポートで何が足りないのかなと考えたときに、そもそも何で行方不明になっちゃうかというところ、移動のサポートが足りないんですね。奥様が連れてきてくださっているわけです。

例えば、それに関連したことで言えば、認知症の方でも、どうしても車の運転をしてしまう方は結構いらっしゃるかもしれないんです。そういった方がどの程度事故を起こしているとか、そういった統計も、今日、警察の方が来て

いらっしゃるので多分分かるんだろうと思います。

あと、先ほど経済的虐待という言葉を使いましたけれども、僕からすると、経済的なサポートは今一番足りていないんじゃないかなと思っていて、これは中澤さんなんかすごく詳しいんじゃないかと思うんです。例えば、認知症を発症すると、銀行からお金が下ろせなくなっちゃったとか、あるいは本人の財産を息子さんなり娘さんなりが管理し始めるわけだけでも、そのときに兄弟間で葛藤があったときなんか、一方は、どっちかという、親の財産をうまく使いたいんだけど、一方は守りたいとか、そういったところのあつれきみたいのが生じたり、これも多分警察に相談にいったりすることがあるんじゃないかと想像するんです。警察にいろいろな認知症の方の相談が行っているんじゃないかと思しますので、まずはそこを警察から見て、行政とか医療にこういうことをしてほしいという要望があれば、今日せっかく来てくださっているので、ぜひ聞いてみたいなと思います。

○大熊部会長 ありがとうございます。中澤さんの名前も出ましたけれども、せっかく4人も警察の方がいらっしゃっているので、警察で、ただ、見つけて、それからどうするのということもありますし、どのようにしていらっしゃるか、お一人ずつ、一言ずつ、清水さんからどうぞ。

○清水アドバイザー 世田谷署の清水です。

認知症の方の保護はほぼ毎日のように扱っております。ちょっと極端な例ですが、ここ2年ぐらいで、保護歴61件という方がいらっしゃいます。あとは48件とか、では、それまで何をやってたのということですけども、この方々には事情があって、娘さんと2人暮らしで、娘さんが働きに出ている。ふだん面倒を見切れない。生活をしていけないといけないという背景があって、こんな数字になったと思われま。警察としては、少しでもこういう方をどうにかできないのかということで、区とも相談させていただいております。その中で、娘さん自身も施設に入れたくないとか、そういった事情もあって、どうすることもできないのが現状でございます。

また、ある家庭においては、認知症が原因で夫婦げんかになって、警察で保護したんですけども、行くところがなくなったという方もいらっしゃいます。こういう方を扱うのが夜間であったり、土日であったりというところなので、警察の要望としましては、夜間ですとか休日に区のほうと連絡が取りやすくなるようなシステムをつくっていただければ、非常にありがたいと思っております。

○大熊部会長 とても貴重なお話をありがとうございました。ほかの警察の方、いかがでしょうか。勝手に名指ししますと、玉川警察のほうではどうでしょう

か。

○石川アドバイザー 玉川警察署でも、認知症の方を1日に数人保護しています。それから、認知症の御家族が行方不明になった、暴れて困っている等々、いろいろな相談も受けておりました、日々我々も苦勞しているところでございますけれども、我々ではあんしんすこやかセンターさんとよく連携を取らせていただいて、本当に助かっているところでございます。認知症のご家族を抱える御家族の方も悩まれているので、少しでもそういった方の助けになれるよう、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、御協力をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○大熊部会長 ありがとうございます。では、ほかのお二人、どうでしょうか。

○野村課長代理（加藤アドバイザー代理） 成城署の野村と申します。

高齢者虐待とかそういう事案に発展しなければ、家の中でどのような状況になっているのかが把握しづらい状況にあります。例えば迷い人とかであれば、保護をして、御自宅の御家族に送り届けるんですけれども、御自宅が分からない場合は、あんしんすこやかセンターの方に、ご協力をいただいたりといった状況で現在業務を行っております。

ですので、先ほど清水課長さんがおっしゃったように、土日とか夜間帯、休日、こういう手薄になるような時間帯にうまく連携の取れるような体制が組めれば、と私どもは考えております。

○大熊部会長 ありがとうございます。では、お一人残りました警察の方、どうぞ。

○本宮課長代理（奥井アドバイザー代理） 北沢署の本宮と申します。

3名の警察関係者がほとんど要望を言ってもらいましたので、私も同様の意見となります。認知症の方を保護しても、身元が判明するまで非常に時間がかかるところがございまして、仮に平日の夕方に保護をした場合、身分確認のため夜遅くなってしまう。そうなった場合の連絡体制を確立していただければ、もっと速やかに御家族にお返しできるのかなと思っております。

もう1点は、家出や迷い人の方に限らず、暴れてしまう方もいて、逮捕する場合等もございまして。そういった場合に、当然逮捕をして勾留できる期間も限られておりますので、勾留をしている間に、その方が釈放になった場合に、こういった形でその後対応していただけるのか。当然我々も、あんしんすこやかセンターさんと連絡を取り合うなどして現在も対応しているところですが、そういった対応を今後も充実させていただければ、より一層協力して取扱いができるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大熊部会長 ありがとうございます。たびたびあんしんすこやかセンターさんがとても頼りにされていることが出てきましたので、高橋洋子さん、一言お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。警察の方々からはよく御相談をいただきまして、私たちもできる限りいろいろな資料をかき集めて、何とか連絡先がないか、また、いろいろな関係機関に尋ねたりして情報提供、また、直接情報提供が難しい場合には、あんしんすこやかセンターが御家族に連絡を取って、今このような状態です、おつなぎしていいですかという許可を取っておつなぎする場合もありました。

それで、あんしんすこやかセンターの業務をしております、行方不明になってしまう可能性が高いので、何かいい方法がないでしょうかと御家族によく御相談をいただくことがあります。先ほど坂本係長さんから区の出組、ツールなどを全て御説明いただきましたけれども、そういったものをできるだけかき集めて、こんなものがありますというと、こんなにたくさんあってありがたい、安心につながりますという声を聞いております。

ただ今、行方不明になった方の発見のツールとして、一番声を聞くのがGPS機能です。携帯電話もそうですけれども、小さいGPSを盛り込んだ靴がありまして、それを履いていただきまして、御家族が気づいたときに検索をする。あるいは、担当のケアマネジャーが、その画面を通して行方不明の方を追いかけるということをしている方もおられました。GPS機能をレンタルされるんですけれども、こういったものが生活安全課で、留守番機能を持った電話機能を皆さんレンタルをしておられましたが、そういったGPS機能なんかも、区のほうでできないものかとちょっと思ったりもしております。

また、行方不明になる方はすごく理由があるんです。先日、仕事をしたいから、私はとにかくこんな家にはいられませんということで出ていかれました。行方不明になる可能性が高い方に対応する私たち介護サービス事業者で、どういう目的で出てしまうのか、遠くへ行ってしまうのかというところを、全サービス事業者でそこを考えていく。そういう対応をしていけるようにしていきたいなと思います。ありがとうございます。

○大熊部会長 ありがとうございます。あんしんすこやかセンターさんは、要介護になってからじゃないと関心ないのかと私なんか思っていたんですけども、今10何か所まちづくりセンターを歩いてみますと、あんしんすこやかセンターさんがその前の段階からずっと見守っていらっしゃる事が分かって、尊敬してしまいました。伺っていると、区のほうから出てきたのは数字ばかりです。でも、その数字の一つ一つに物語があるわけで、今そういう研究の領域で

は、EBM、エビデンス・ベースド・メディシンよりも、ナラティブ・ベースト・メディシンとかナラティブ・ベースド・ポリシーメイキングが注目されています。一つ一つの物語を、せっかく警察とかあんしんすこやかセンターでつかまえていらっしゃるのを、プライバシーのところは大切にしながら、それを集めてくると、何が問題で、見つけた人がどうなるのか、見つけりゃいいというものではありません。夫婦げんかも警察で取り扱っているということをさっき伺いましてびっくりしたんですけれども、その原因の中に認知症の人がいるための夫婦げんかもあるし、片方の人が認知症で、理解のない旦那さんがぶん殴るとか、そういうようなこともあったりするので、4つの警察の方とあんしんすこやかセンターの方たちで事実を、箇条書きでもいいのですが、掘り出して描いていただくと、先へ進むのにとっても役に立つかなという気がいたしました。

お待たせしました。さっき山口委員からお名指しがありました中澤まゆみさん、どうぞ。

○中澤委員 今、警察の方の話を聞いていると、行方不明の問題も含めて、介護を取り巻く原因はすごくたくさんあります。だから、セーフティーネットを考えるとときには、そののところまで含めて、例えば経済的な問題も含めて考える必要があると思います。

実際には、さっきいろいろ見せていただきましたけれども、おだやかな見守りから専門家によるしっかりした見守りまで、いろいろな取組があり、1つの取組ではカバーできないから、その隙間を埋めるためにたくさん取組があるわけですが、非常に無駄が多い。無駄がいいということもあるんですけれども、そこをちょっと整理する必要があるかなと思っています。

15年ほど前から私は、特に高齢者の見守りや通報システムについて調査していました。見守りに関しては、人によるもの、これはアナログですけども、それと機械によるもの、デジタルと両方あると思うんですが、特にデジタルに関しては急速に進化しています。ですから、セーフティーネットは時代によって変わっていかなきゃいけないんですが、20年前のメンタリティーで、いまだにセーフティーネット、見守りを考えているんじゃないかという気がします。

さっきGPSの話が出ましたけれども、ちょっと話が長くなって申し訳ないんですが、定番の緊急通報システムってありますね。あれって実はあまり使われていないんです。これは全国で調査してもそうなんです。けれども、例えば松本市ではこれにセンサー機能を600円でつけています。そうすると、倒れても、少なくとも24時間以内に発見できる。だから、今あるものをもう1回洗い直して、では本当にセーフティーネットとは何なのかを考えることが、この部会の

役目じゃないかと思ったりしています。

○大熊部会長 先ほどこんなちっちゃなステッカーを20枚配ります。でも、剥がれちゃったら、また出しますとかいうのは、多分10年前の発想ではないかな。ああいうのは洋服にもつけられないし、それよりはGPSとか、今おっしゃった600円のやつとか、そういうものに変えて進化させていくことが、この時代のセーフティーネットとしては、とても大事じゃないかなと思いながら伺っておりました。

この件、どなたかまだお話しになっていなくて、尾崎さんは、さっき手を挙げていらしたのに、ほかの人がいっぱいしゃべっちゃったので、チャンスを失っておられますけれども、何かお考えがありますでしょうか。

○尾崎アドバイザー 徘徊という言葉が古い、そのとおりだと重々承知しているんです。ただ、せたがやはいかいSOSネットを始めた27年度の頃にはまだ徘徊で、私も大牟田のいろいろ情報とかいろいろ聞いて、徘徊という言葉をまずやめようということで、最初名前は徘徊という言葉を入れないで実は名前をつくっていたんですけれども、周りの人たちに何のためのSOSなのか、誰のためのSOSなのかが分からないということで言われて、ちょっと泣く泣くというか、徘徊という言葉を入れさせてもらった経緯があって、いずれはせたがやはいかいSOSネットワークという名前を、大牟田もそうだったと思うんです。

大牟田も最初徘徊という言葉も入っていましたし、いろいろと皆さんで議論しながら名前を抜いていった。それまでに事業自体が成熟していった抜いていった経緯があると思うので、せたがやはいかいSOSネットワークも、徘徊という言葉が抜けられるように、事業自体をもっと変化していきながら、変えていきながらやっていきたいという思いはずっとあるので、なので、メールのところにはあえて徘徊という言葉を入れていないんです。なので、メールSOSという言葉でさせていただいている部分があると思うので、ここは事業をつくった私が断固として徘徊という言葉を入れたくないということで通した部分にはなっているんです。確かに徘徊という言葉はいずれ取りたいと思いながらこの数年来ていることなので、取りたいなと思って、上司に相談しようとして今日決めましたので、ちょっと頑張ってみたいと思います。ありがとうございます。

○大熊部会長 ありがとうございます。いずれではなくて、この部会で私はとても恥をかいてしまったよ、部長さんという意見だったらどうでしょうか。いや、徘徊がよくないのは、御本人が言われて嫌だということのほかにも、わけもなくむやみに歩くという意味が徘徊にはあるんですけれども、必ず理由があっけ出かけていって、そこでどこだっけ、迷子になっちゃったとかいうのは、徘徊

という普通の人の概念とは違うこともありますので、説得を今日から始めていただきたいと思います。

まだ言葉少なだった山形委員はいかがでございましょうか。

○山形委員 僕もいろいろ考えさせていただきました。とにかく高齢者の支援というと、認知症の方がメインになってしまうかもしれませんが、認知症じゃない高齢者、ひとり暮らしの方も今大勢いまして、逆に認知症がないと、本当に近くに家族がいなくても、ふだんは一人でしっかり生活をしている。ただし、家の中で転んだりすると、御高齢だと、途端にもう動けなくなって、連絡が取れなくなってしまったりとか、ヘルパーサービスを頼んでいても、鍵を開けておけなくなったりとか、認知症じゃない御高齢の方も大勢支援を求めていますので、その部分をももちろん忘れずにやっていきたいと思います。

あともう1つ、ちょっと質問ですが、いろいろないいサービスがございしますが、事前登録が必要なものが幾つかあって、御本人や御親族、御家族であれば、もちろん申し込めると思うんですが、第三者、変な話、主治医とかどのあたりまでその辺に登録のお手伝いができたりするのか。個人情報とか今いろいろ言われている世の中なので、御本人、御家族以外のそういう登録の介入はどういう状況になっているか、分かれば教えていただきたいんです。

○大熊部会長 では、区のほうでどなたでも結構です。かかりつけの先生の役割はすごい大事なので。

○望月課長 御意見ありがとうございます。ケアマネジャーさんですかかかりつけ医の方もいいのかどうか、担当部署に確認をして、回答していきたいと思います。尾崎係長のほうはいかがでしょう。

○尾崎アドバイザー メールSOSネットワークに登録するには、御本人は登録することができないので、御家族ということで、御家族に該当する方ということで、あんしんすこやかセンターの方とかがよくお電話いただくんですけども、私たち個人情報を配信する関係で、その辺の承諾を取らなくてはいけないので、一応御家族の方、それに該当する介護者の方という形にしている、あんしんすこやかセンターさんとか、また主治医の方は、御登録の対象には今していないんです。なので、事業の変化をしていかなきゃいけないんですが、顔写真とか、あとその辺を配信したりとかするのをきちんと承諾を取れる方というので、後見人の方もオーケーにはしています。

○大熊部会長 話は尽きないんですけども、予定でもう1つの議題がありますので、長岡さんがさっきから多分はらはらしていると思いますので、次のもう1つの話題について、事務局から御説明いただけますでしょうか。これは誰がして下さるの。

○坂本係長 それでは、資料10、11、12について御説明させていただきます。

資料10におきましては、今年の7月に、75自治体の認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を先駆的に導入されていらっしゃる自治体の方にアンケートを取らせていただいた結果となっております。75自治体の中から62自治体、今現在は、63自治体の方から回答をいただきましたけれども、この資料では62自治体の方から回答いただいた内容で御説明させていただきます。

対象となっておりますのは御覧のとおり、①から③、見守りネットワークですとか診断を受けているですとか、あとは行方不明になる可能性のある方等です。また、あわせまして認知症の診断を受けている方以外の方も対象としている自治体もございまして、例えば障がい者の手帳をお持ちであるとか、同じように療育であるとか精神の保健福祉手帳をお持ちの方など、①から⑤といった方も対象にしている自治体もございました。

そして、事業の予算ですけれども、最大で1億1200万円、最小の自治体では2万7000円で、各自治体の人口動態ですとか対象要件、加入者等によって異なるとは考えておりますが、このような結果が出ております。

実際に保険の補償の実績ですけれども、実績のある自治体は、10か所でございます。件数としては27件で、補償額としては2000円から60万5000円、平均10万円。

裏面に行きまして、実際にどのような補償の内容だったか、については①から⑤です。例えば、一番低い補償額2000円は、お店の中で商品を落としてしまったので、その代金の弁償であるとか、最高としましては60万5000円で、トイレを紙で詰まらせてしまって、下の階のお宅に汚水がいつてしまって、弁償をしたという内容でございました。

回答いただいた自治体が挙げている主な課題では、事業の周知方法であるとか、保険の対象要件から外れた場合の把握が困難であるとか、ちょっと前後しますけれども、家族等の方が法律上の損害賠償責任が発生しなかった場合の、被害に遭われた被害者の方の救済方法であるとか、あとは安価な民間の保険が出てきている中で、行政が実施する意義はどうなんだろうか、また、効果検証という課題を挙げている自治体もございました。

こういったことを速報としての調査結果としてまとめてございます。

資料11につきましては、実際に回答いただきました、現在63か所の自治体の結果を取りまとめてございます。私どもが自治体に伺いました調査の項目ごとに列挙させていただいているところです。かなり小さな文字となっておりますことを申し訳なく思っております。

続きまして、資料12ですけれども、先ほども申し上げましたように、各自治

体が挙げている課題のほかに、調査結果を受けて区が考える課題というところで、これも調整中とさせていただいておりますが、各自治体により対象者の方であるとか補償内容とか、また、保険料等も異なっている点から、公平な制度設計についての課題が見えてきているところです。

対象者では、例えば先ほども言いましたように、認知症の方だけではなく、精神障がい者の方、知的障がい者の方など、障がい者の方なども、この可能性が考えられるのではないかとというところでの課題が1つ、また、事業の加入については、全ての自治体の方が事前の申込み制となっている点であるとか、補償内容につきましては下に書いてあるとおりで、賠償責任保険だけのところもあれば、傷害保険や見舞金も含めた3種類全てを対象としている自治体もあつたりということで、様々な内容となっております。それに合わせて負担金も各自治体で違うところから、総合的に公平な制度設計については十分な検討が必要と思っております。

また、今回のこの資料は課題ということで書かせてはいただいておりますけれども、今回の調査を受けまして、先ほどの資料11の一番右側のところには、各自治体の方が「住民の反応」を列挙していただいております、この中には、保険があるので安心につながったとか、または見守りのネットワーク等の事業の加入者が増えたなど、そういった評価などの記載も見られているところです。

説明は以上となります。

○大熊部会長 ありがとうございます。どなたからでもいいんですけども、この分野は、もともと全国の事情をよく御存じな永田久美子さんから、まず、この資料を御覧になってどんなふうにお考えになったかお聞かせいただけますか。

○永田委員 これだけ膨大な資料を、自治体の調査も含めて集約されたことはすごい作業をなさったと思います。この結果からも、今かなり集約してお話しされましたけれども、一番課題なのは、前例がこれだけ出てきたから、世田谷もつくらなければならないということでは決してなくて、つくられた先行自治体からかなり課題が見えてきているので、何のためにこの制度をつくるかとか、あるいはそもそも先ほどのお話と絡むんですが、世田谷の場合に、こうした損害賠償制度の対象になる方が実際どのくらいいらっしゃるのか。もちろんさっきも事前見守りの必要な人とか、そういうことで対象とすれば、数はある程度出るとは思うんです。

先ほどの損害賠償が実際発生したケースの状況を見ますと、必ずしも本当の意味で認知症の人だけの問題では決してなかったりとか、あるいは制度設計の面から言うと、果たして公的制度でカバーすることなのか。今この損害賠償の

ことでは各自治体で多く出てきていたり、あと国の制度にならなかった大きな理由としては、さっきの商品を壊したりとか、あと交通機関のほうなんだけれども、日常のお客さんの中で生じる当然のリスクとして、もともと企業側でもしっかりと企業としての保険を組んで、お客さんの一定の割合の中で出てくるリスクについて、損害賠償とかきちんと制度設計をするのが、全体の産業界とかビジネスの基本的な備えの部分だと思うので、なぜそこをこうやって公的な制度としてカバーする必要があるのかとか、幾つか損害賠償制度を税金を使ってやる、当事者にとっての必要性の部分と、あるいは制度設計、公的な行政としてやるべきかどうかの問題と、あともう1つは、こういった損害賠償をとすることは、先ほどの住民からの評価だけで見ると、実は非常にバイアスのかかった評価、当然ないよりは、自分がお金を払わないで加入できて安心というのもあるかもしれないですけども、それは本当の意味で、ただだから住民にとっていいということでもいいのか。

あと安心が、今出てきた調査結果では、みんな御家族とか住民けれども、本人が本当にいいのか。自分の川上のところの対策も全く不十分なのに、何か事故を起こしてしまっていて、事故も本人が起こしたかどうか不明確な、起きた状況に対して損害みたいになると、本人にとって、こういう損害賠償の仕組みができてしまうこと自体が、認知症の人が事故を起こすとか、あるいはそうなるから制度ができて安心なんていうのは、家族から見ると、安心という評価が出るのは多いのは分かるけれども、事故が起きてしまった状況は、本人にとって、場合によってはとても大変な不利益とか、本人もいろいろ被害をこうむってしまうこともあるわけで、本人も実は事故に遭っていたりとか、そういう本人から見て、本当に安心な制度とは言い切れない面がいっぱいある。

起きる事象に対して、もっと何をすべきかということ整理していくと、もっとしっかり川上対策、まさに今日議論が始まったセーフティーネットというところをしっかりと整備して、それでもまだまだ漏れることがあるかもしれない。今回の損害賠償制度は、川下の対策のさらに川下対策ですね。事故が起きてしまった。事故が起きてしまったことが損害賠償という請求につながる。そのときに、では、どうするのかと。特に本人にとってみると、もっとやるべきことの優先順位が高いものが多いし、その該当者がもっとたくさんいる案件のほうに、行政としては優先順位を上げて取り組むべきことだと思います。

様々な面から今回調査されたところからも浮き彫りになっていきますけれども、なぜ世田谷区としてこの制度について検討していく必要があるのか。そのところから問わないと、せつかく今セーフティーネットということをやろうとみんなでしっかりと話し合ったり、それに優先順位の高いところをこれか

ら強めていったり、新しくつくっていくときに、必要性とかそういうことから考えると、私はとても優先順位は低いものではないかと考えています。

○大熊部会長 ありがとうございます。お話の中に御本人はどう思うかというのが出てきましたので、貫田さんはいかが思われますでしょうか。

○貫田委員 皆さん御存じだと思っただけけれども、これはたしか列車かなんかの事故で、認知症の御主人が亡くなって、それで、あと損害賠償を遺族が請求されたという事案で、最高裁で逆転で、結局、そこにおける責任はないという形で、最高裁も珍しくいい判決を下したんですけれども、その関連からいった場合に、僕なんか一番考えるのは、これで一番あれと思うのは、認知症の当事者じゃないですか。当事者が考えるに、例えばこういう形の保険制度が出た場合に、認知症の人間は、おかしくなるとか、もしくは徘徊するとか、そういうふうな形で、マイナスイメージを投げられる感じがするわけです。

それにのっとなって、先ほど永田さんの報告もあったと思うけれども、現段階において、はっきり言うと、この問題についてそれを導入するレベルに達していません。もっと議論しないとだめだと思うんです。その上でどういう形がいいのかということ考えたほうがいいんじゃないでしょうか。すみません、また余計なことを。

○大熊部会長 ありがとうございます。確かに何か便器を詰まらせたとか、そういうことをするのが認知症だよなんていうことが広まるほうが、かえって条例に反するような気もしながら伺っていました。ほかの方でいかがでしょうか、お手を挙げてください。

○山口委員 簡単な質問で申し訳ないです。坂本係長に聞きたいんですけれども、今、各自治体が挙げている主な課題の中の「安価な民間保険の取り扱いが増えてきており」という記載があるんですが、現実には民間保険でもう取扱いはあるんですか。僕の中ではまだないのかと思っていたんですけれども、結構あるんですか。

○坂本係長 実際に民間の保険会社で商品が出ております。保険料でいくと、1500円程度のところが多かったかなと思います。

○大熊部会長 それで、それに入りたいと手を挙げた人がいると、その掛金を世田谷区の税金で払うということになりますね。それで、民間の保険会社は大いに潤うという仕組みの一端を、私は世田谷区に税金を納めておりますので、もうちょっと大事なことに使ってほしいなという気が、あまり司会者が言っちゃいけませんけれども、皆さん、お聞きになっていかがでございましょうか。

○永田委員 別の観点から、さっき御家族にするのはとても大事な要素ですけ

れども、さかのぼって考えると、本人が外に出られたり、そういう何か起こるときに、もっと打つ手があることを家族に伝えたり、何か事故が起きた後の後追い対処のところでは安全確保は、選択肢とかやるべきこととして違うと思うんです。

これは、実はさっきの前半の議論もそうなんだけれども、認知症の人に関して、いろいろな行方不明だとか、見つかったとき、警察で夜間対応を苦労されるとか、そういう現実が起きているんだけれども、それが認知症のせいだけでは決してなくて、暮らしている中で、もっと早い段階でつながりとか相談とか、あるいはバックアップとかあれば、そこまでこんがらがらなかつたり、いろいろなものが悪くならないで、暮らしやすかった本人も、そして家族も、そこまで困らないで済むような、やれる川上対策がたくさんある。

家族、本人だけじゃなくて、本当の意味で、例えば警察へ保護された後、そのまま自宅にお連れするのは、もちろん今までのやり方だと、それが今の中では大事な、早く家に帰って休んでもらいたいと思われるさっきのシナリオも分かりますが、家にそのまま戻しただけでは、戻った直後からとても大変なことが起きているお家はいっぱいあって、それぞれの役割分担の中で最善を尽くせばいいということと、でも、決して必要なことはそうではなくて、本人や家族がよりよく暮らしていくためにどういう機能が必要で、その機能を今ある仕組みでちゃんとカバーできているのか。

実は、仕組みがあってもカバーできていないことがとてもたくさんあるのをどう変えていく必要があるのか。さっき中澤さんが、変えちゃって、無駄なものは整理していこうということをおっしゃったけれども、しっかりと総合的に、先ほどあんしんすこやかセンターの方も関わってやっていらっしゃるところはあるんですが、きちんともっと起きていることに対して、総合的にどう繰り返さないで済むかとか、防げるかということをしつかりと検討したり、そういうことをやるチームなり、あと保護した後にきちん引き継げるところがどこかとか、今ランダムに話してしまっていますが、システムとして、本人と家族が暮らしていく流れに沿ってつくり替えていく。その必要な機能は、本人、家族にとってのセーフティーネットにはならないのが現状だと思います。

そんな大上段のこととかお金をかけることではなく、むしろ本人、家族から必要な機能をしつかり整理する。今ある様々な関係者のやっていることは、どういうふうにもう少しつつながつたりとか、むしろ取り除くとか、いろいろなことをしていく。そういうことを、あるものを生かして、最適化していくことが今すごく必要じゃないかと思います。申し訳ない、長くなってしまいました。
○大熊部会長 いえいえ、とんでもない。ほかに御意見はいかがでしょうか。

実は、こういうときは司会の不手際で時間があふれましたというのが常套ですけれども、不手際というより、皆様がすばらしい意見を次々言ってくださったものですから、切ることができずに今延びております。今の議論、取りあえずここまでで打ち切ってよろしいでしょうか。

63自治体もお調べになったのはすごいことで、ただ、私、もったいないと思うのは、1、2、3、4、5となっていて、自治体の名前が書いていなくて、伺ったところでは、自治体の中には、名前を出してくれるなというところがあるからということですが、そういうことを自治体が言うかよという気もしないでもないんですが、そういうところは省いて、名前を出して構わないところは全部名前を出されると、これはすばらしい、もうこれは修士論文ぐらいには十分になっちゃうようなものです。本当に夜まで遅く御苦労さまだったなと思っております。

このあたりでこの議論をおしまいにしてよろしいでしょうか。私がいたでいる筋書きによりますと、今日の部会はセーフティーネットについて検討する部会として開催いたしました。皆様のこれまでの御意見を基に、正式な部会名を検討したいと思っております。ここで委員の御意見をいただくと書いてありますが、名称とかこの存在そのもの、一部には今4つのプロジェクト推進チームができて、例えば中澤まゆみさんは条例について発信するプロジェクトの世話人とかできているので、セーフティーネットの第5番目のプロジェクト推進チームとして置いたらいいんじゃないかな、このほうが自然なんですけれども、長岡さんがどうしても部会にしたいらしいんです。何で部会じゃないといけないの。

○長岡部長 部会は、評価委員会がまずあって、その下に部会、それは規則の中で正式に位置づけている会議体となります。今回、セーフティーネットについてはその会議体としてやっていきたいのがこちらとしての考えです。ぜひよろしく願いいたします。

○大熊部会長 そのことについて特に異論はないでしょうか。今日の御意見を伺うと、セーフティーネットが非常に大事だし、警察の方々もきめ細かく、そしてあんしんすこやかセンターと一緒にやっていらっしゃることもよく分かりました。社会福祉協議会も本当はいいものをつくりたいと思っていられっしゃることも分かりましたし、かかりつけのお医者さん方が、普通の制度では埋め切れないことをちゃんとしてくださっている。今日のメンバーはすばらしい方ばかりなので、これを部会として、何かもっと違う名前がいいよという方がいたら手を挙げていただきたいんです。

特に御意見がなかったら、せっかくあんなに長岡さんがつくりたがっている

ので、部会として。

○長岡部長 ありがとうございます。重要なテーマというのは皆さん方には言っていたいていますので、ぜひよろしく願いいたします。

○永田委員 きちんと今日のようなお話、警察の方やお医者さんや社会福祉協議会の方や、本人の方に入っていて、議論はとても大事だと思うんですけども、とにかくもう今ばらばらにいろいろなことをやる時代じゃないので、希望条例がつくられて、4つのプロジェクトが、特に本人さんが入って、地域をベースにという希望条例のプロジェクトを推進していく流れが非常に重要だと思うので、それとうまくこの部会を十分に連動させることは、本当の意味でのセーフティーネットが育っていくようになると思うんです。

できるだけ暮らしている身近なところで、本当に暮らしに近い、本人や家族に必要なことは、できるだけ早く行き届くような地域アクション、住民さんだけじゃなくて、地域のアクションは、訪問診療をしているお医者さんだったり、もちろん社会福祉協議会さんだったり介護事業者だったり、いろいろな人が一緒に混じり合っただけの地域のアクションが増えていくことが、これからの持続発展していくセーフティーネットだと思うんです。いろいろな部分部分だけつくっても、本人と家族に遠いもので使いづらかったり見えなかったら、セーフティーネットの機能にならないので、そういう面では、希望条例の4つのプロジェクトがしっかり中心になって育てていきながら、そこで、では、地域で暮らしている人にどんなセーフティーネットが、必要なことが課題としてあるのかみたいなことを、どんどん具体的なものに根差して必要なものをしっかり育てていくようなセーフティーネットにしないと、仕組みだけつくって、当事者に行き届かないということにならないように、議論を進めていく必要があるんじゃないかなと思っています。

○大熊部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

世田谷区認知症とともに生きる希望条例は、ほかのどこの自治体と比べても大したものができるなと私は思っているんです。日本一と言ったっていいと思うのに、そんなに遅れている自治体がいっぱいあるから、それをくっつけようとかいうことは考えずに、世田谷の条例に誇りを持って、その中で一番大事なのは、人々にこびりついている悪い時代遅れの認知症についての考え方、認知症の人とはとか、ふらふら行って徘徊とやらをして、どこかでトイレに紙を詰めたりするそういう人たちだ、みたいなではなくて、認知症の御本人がこれなら納得できるなという、この条例の精神をこの部会でも大事にしながら、すばらしいメンバーが集まってくださったなと感動しているところですので、また引き続きお集まりいただいて、いろいろなことをお願いしたいし、

途中で申し上げたように、警察の方はただ数字を出すだけではなくて、物語を紡ぎ出して、そこからどうやったらいいかということも出てくると思いますので、よろしく願いいたします。今日のお話は本当になるほどな、警察の方たちはよくやっぺらっしやるなということがよく分かりました。

では、司会を事務局にお返しいたします。20分も超過しておりますが、すみません。

○望月課長 皆様、長い間、本当にありがとうございました。本日は、セーフティーネットについてこちらも見直さなければならぬ大きな課題、気づきなどがありました。御議論、本当にありがとうございました。今後は、認知症の御本人たちとともに、セーフティーネットを築けるよう、皆様、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

なお、第2回は年度内の開催を見込んでおりますが、具体的な日程等につきましてはまた別途御案内させていただきます。

最後に、閉会に当たりまして長岡部長より御挨拶申し上げます。

○長岡部長 皆様、本日は、お忙しい中、長時間にわたり誠にありがとうございました。

本日は、仮称ですけれども、セーフティーネットの部会において、大変闊達な御議論をいただきましてありがとうございました。本日の貴重な御意見を基に、また現状や調査事項から見えてきた課題等を今後さらに整理いたしまして、また次回の部会の中でさらに御議論いただきたいと考えております。引き続き皆様方の御協力を賜りながら、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりへとつなげてまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○望月課長 お手元に11月6日のシンポジウムのチラシもお渡ししております。ぜひ足をお運びいただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。今現在98名のお申込みがあります。ありがとうございました。

○大熊部会長 ちょっと補足しますと、長谷部さん、澤田さん、今日いらっしやった貫田さんがお出になりまして、司会を認知症御本人がしてくださる。御本人の書かれたあれは何というタイトルだったか、もう認知症であれなんですけど、認知症になった本人から見ると、世の中がどう見えるかという本が売り出しと同時に、あっという間にベストセラーになって、本屋さんに行っても、今手に入らないと。お呼びしたときはそんなふうになっていなかったんですけども、そういう時の人になった丹野さんも来てくださいますので、500人のホールを用意してございますので、ぜひ皆様、お身近の方に呼びかけていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○望月課長 以上で本日の部会は終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後 9 時 25 分閉会